

特定労務管理対象機関（特例水準医療機関）

■ 医師労働時間短縮計画の着実な実施と見直しへの支援

特定労務管理対象機関は、毎年「医師労働時間短縮計画」の自己評価を行い見直しを行う必要がある。

「医師労働時間短縮計画」の進捗状況の確認、暫定評価、年度を通じたPDCAサイクルの実施等の具体的な内容が、国から示される予定

- ✓ 計画の見直しを踏まえた医療機関の取組みの支援
- ✓ 医療機関勤務環境評価センターの評価における指摘事項・助言等の改善への取組の支援

全ての医療機関

■ A水準医療機関においても、医師の働き方改革に取り組む必要がある。

- ✓ 副業・兼業先を含めた適切な労働時間管理・36協定の締結に関する支援
- ✓ 追加的健康確保措置（面接指導・勤務間インターバル等）の実施支援
- ✓ 医療法第25条第1項に基づく立入検査の改善に向けた取組の支援

■ 医療従事者の勤務環境改善への支援

医療勤務環境改善支援センターの周知・利用勧奨を行い、働きやすい職場環境に向けた取組を推進

- ✓ 負担軽減、復職や離職防止、定着促進、ハラスメント対策等への支援

地域医療提供体制への影響

■ 地域医療提供体制への影響を継続して確認

- ✓ 救急医療等の担当部門と情報を共有し連携